（基金流行初期医療確保措置債券の発行の認可）

第九条の二十一　支払基金は、法第三十六条の三十二第一項の規定により基金流行初期医療確保措置債券の発行の認可を受けようとするときは、基金流行初期医療確保措置債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　基金流行初期医療確保措置債券の発行を必要とする理由

二　第九条の十四第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三　基金流行初期医療確保措置債券の募集の方法

四　基金流行初期医療確保措置債券の発行に要する費用の概算額

五　第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　作成しようとする基金流行初期医療確保措置債券申込証

二　基金流行初期医療確保措置債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三　基金流行初期医療確保措置債券の引受けの見込みを記載した書面

第十条中「（昭和三十三年法律第百九十二号）」を削る。

第二十四条の次に次の二条を加える。

（手数料の額等）

第二十四条の二　法第五十六条の四十九第一項の規定により匿名感染症関連情報利用者（法第五十六条の四十二に規定する匿名感染症関連情報利用者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名感染症関連情報（法第五十六条の四十一第一項に規定する匿名感染症関連情報をいう。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までごとに七千二百円とする。

２　前項の手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、法第五十六条の四十九第一項の規定により支払基金等（法第五十六条の四十八に規定する支払基金等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

（手数料の免除）

第二十四条の三　法第五十六条の四十九第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一　都道府県その他の法第五十六条の四十一第一項第一号に掲げる者

二　法第五十六条の四十一第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行う者

三　法第五十六条の四十一第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四　前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

２　厚生労働大臣は、匿名感染症関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合には、法第五十六条の四十九第一項の手数料を免除する。

３　前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名感染症関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第五十六条の四十八の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が法第五十六条の四十一第一項の規定による匿名感染症関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、支払基金等）に提出しなければならない。

第三十条第一項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

第二条　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号イ中「から第三項まで」を「、第二項（第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）、第三項」に改め、「第四十二条第二項」の下に「、第四十四条の三の二第二項、第四十四条の三の三第二項、第五十条の三第二項及び第五十条の四第二項」を加え、同号ニ中「及び同条第四項から第八項」を「、同条第五項から第十一項」に改め、「含む。」の下に「、第四十四条の三の二第一項及び第四十四条の三の三第一項」を加え、同号ホ中「並びに」を「、第五十条の三第一項、第五十条の四第一項並びに」に改める。

第五条の六（見出しを含む。）中「第三十一条の六第三項」を「第三十一条の八第三項」に改め、同条第三号中「第三十一条の六第一項」を「第三十一条の八第一項」に改め、同条第四号中「第三十一条の六第一項」を「第三十一条の八第一項」に、「第三十一条の四第一項」を「第三十一条の六第一項」に改める。

（健康保険法施行令の一部改正）

第三条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に、「の納付」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付」に改める。

第二十九条及び第四十六条中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等」に改める。

第六十五条第一項第一号イ及びロ並びに第六十七条第三項中「の納付」を「並びに流行初期医療確保拠出金等の納付」に改める。

（船員保険法施行令の一部改正）

第四条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に、「の納付」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等（附則第六条において「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付」に改める。

附則第六条中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等」に改める。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第五条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に、「の総額」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）の総額」に、「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金（次項において「流行初期医療確保拠出金」という。）」に改め、同条第二項第二号中「並びに介護納付金の総額」を「、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の総額」に、「並びに介護納付金の納付」を「、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付」に改める。

第二十条第四項中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等」に改める。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第六条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に、「）の納付」を「）並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金（以下「流行初期医療確保拠出金」という。）の納付」に改め、同条第二項第一号中「後期高齢者支援金等の納付」を「後期高齢者支援金等並びに流行初期医療確保拠出金の納付」に改める。